

# かけはし

➤ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp>

➤ 機構公式Twitter

アカウント (@Nenkin\_Kikou)

## はじめに

皆様こんにちは！9月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、「令和5年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」や「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する内容のほか、「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」等の様式変更に関する内容を掲載しています。

また、障害年金講座では、緊急事態宣言解除後の対応についてお伝えしています。ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 目次

■ はじめに .....	p.1
■ 機構からの連絡 .....	p.2
・ 各種取組事業のスケジュールについて	
・ 『令和5年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』を送付します	
・ 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を発送します	
・ 国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書等の様式を変更します	
・ 予約による年金相談周知用チラシ及びポスターの変更	
・ 日本年金機構ホームページの「市区町村国民年金事務担当者の方へ」をリニューアルしました	
・ 11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です！	
■ 障害年金講座 .....	p.21
■ 広報の広場 .....	p.24
■ 地域の独自情報 .....	p.26
■ 編集後記 .....	p.26

## 機構からの連絡

### 各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和4年9月から令和4年11月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分、● (単発) …今回限りの単発実施分、▲ (新規) …新規の実施分

### 令和4年 9月

- (定例) 令和5年分扶養親族等申告書の送付  
→ 詳細は、本誌3～6頁をご確認ください。
- (定例) 年金生活者支援給付金の請求書(ターンアラウンド様式)の送付

### 令和4年 10月

- (定例) 国民年金保険料の免除等申請勧奨を実施(ターンアラウンド申請用紙の送付)
- (定例) 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付  
→ 詳細は、本誌7～9頁をご確認ください。

### 令和4年 11月

- (定例) ねんきん月間・年金の日(11月30日)  
→ 詳細は、本誌20頁をご確認ください。

## 『令和5年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』を送付します (特定事業部)

令和4年9月16日(金)から、順次、下記の送付対象者に令和5年分扶養親族等申告書(以下「申告書」という。)を送付します。

9月から10月にかけて送付する方の提出期限は**令和4年10月31日(月)**です。

### 送付対象者

- ◆ 老齢または退職を支給事由としている年金の支給額が以下に該当する方です。
  - ・65歳未満の方：108万円以上
  - ・65歳以上の方：158万円以上(退職共済年金(JR、JT、NTT、農林共済)の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方の場合は、退職共済年金の支給額が80万円以上)

### 記入時における注意点

#### ◆ 申告書の提出が不要な場合があります。

提出しなくとも、所得税率が5.105%となりますので、以下のとおり各種控除を受けない場合は提出は不要です。

- ・受給者本人が障害者、ひとり親等に該当せず、控除対象となる配偶者または扶養親族、退職手当を受ける見込みの配偶者または扶養親族がない方
- ・源泉徴収段階で人的控除の適用を受けず、翌年の確定申告により控除を受ける方

#### ◆ 前年の申告から変更がない場合は、その旨以外の記入は不要です。

前年(令和4年)分の申告書を提出いただいた方には、予め前回の申告内容を印刷しています。

前年分の申告内容から「変更なし」の場合、申告書左上にある、ア、「前年から「変更なし」で申告します。」に○を付し、氏名を記入のうえ提出してください。  
その他の項目は記入不要です。

### 税制改正による変更

#### ◆ 国外に居住している扶養親族を控除対象とする場合

令和5年以降に国外にお住まいの配偶者以外の扶養親族を控除対象とするためには、扶養親族の要件(受給者と生計を一にする年間所得見積額が48万円以下の親族)に加え、以下のいずれかに該当することが必要となります。

- ① 対象者の年齢が30歳未満、または、70歳以上であること
- ② 対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所・居所を有しなくなったこと
- ③ 対象者が①に該当せず、障害者に該当すること
- ④ 対象者が①に該当せず、年金受給者より、その年において生活費または教育費に充てるための送金を、年間38万円以上受ける見込みであること

国外にお住まいの扶養親族については、申告書に新たな記入が必要となります。詳しくは申告書に同封しているリーフレットをご覧ください。

## 税制改正による変更（続き）

### ◆ 配偶者・扶養親族が退職手当等を受ける場合

令和5年に退職手当等を受ける見込みのある配偶者・扶養親族がいる場合、令和6年度の個人住民税の決定に必要となるため、「退職所得を除いた年間所得見積額」をご記入ください。退職手当等を受ける見込みのない方については記入不要です。詳しくは申告書に同封しているリーフレットをご覧ください。

### マイナンバーの記入について

#### ◆ 配偶者・扶養親族のマイナンバーの記入は、省略できる場合があります。

前回までの申告書において、控除対象となる配偶者・扶養親族のマイナンバーを

##### ▶ 記入していただいている方

令和5年分においては、マイナンバーの記入は省略できます。

この場合、申告書のマイナンバー欄には「収録済」と印刷され、記入欄に「\*」が印刷されています。

##### ▶ 記入していただいていない方

マイナンバーの記入をお願いします（マイナンバーが確認できる書類のコピーの添付は不要です）。

なお、マイナンバーの記入がない場合でも、日本年金機構は申告書を受理し、申告内容に基づいて源泉徴収を行います。

※ その他の記入方法は、同封しているリーフレットを参照してください。

### ご不明な点がある場合

#### ◆ 申告書に関する概要・記入方法・よくあるご質問（Q & A）について

日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載していますので、ご利用ください。

また、日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

#### ◆ 扶養親族等申告書に関するご不明な点がある場合のお問い合わせ

「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」で受付します。お近くの年金事務所と併せてご案内ください。

##### 【扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル】

ナビダイヤル 0570-081-240

050から始まる電話の場合 （東京）03-6837-9932

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

（月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで）

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※祝日（第2土曜日を除く）12月29日～1月3日はご利用いただけません。

★ 次頁に、申告書の様式見本を掲載しましたので、あわせてご確認ください。

令和5年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（おもて）

令和5年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

0 **ア** 前年から「変更なし」で申告します。  
 →①受給者欄にご本人の氏名を記入し、ご提出ください。  
 他の項目はご記入不要です。

**イ** 前年から「変更あり」で申告します。  
 →「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない箇所も含め、該当項目をご確認ください。

QR

提出期限  
 令和4年 XX月 XX日

提出年月日 令和 年 月 日

99999 99999 9999  
 99999 99999 99999

**A 受給者**

フリガナ	ネンキン タロウ
氏名	
電話番号	
生年月日	昭和 31年 11月 30日

1 本人障害	1. 普通障害 2. 特別障害
2 寡婦等 本人の年間所得見積額(500万円以下) 退職所得を除いた所得見積額で要件に該当	1. 寡婦(子がない女性の方) 2. ひとり親(子がいる方) 4. 寡婦 5. ひとり親
3 本人所得	年間所得の見積額が900万円を超える場合は右の欄に○をしてください。

**B 控除対象となる配偶者**

上記 1 ~ 3 は該当なしの場合は記入不要です

フリガナ	ネンキン	ハナコ
氏名	年金	花子
続柄	1. 夫 2. 妻	
生年月日	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平	年 月 日
	30	5 5
個人番号(マイナンバー)	未収録	

4 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	5 配偶者の区分
	配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が108万円以下の方 上記以外の場合 「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください。(収入がない方はゼロを記入) 退職所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、上記金額から退職所得を除いた金額をご記入ください。(退職所得がない方は記入不要です)
	85 万円
	退職所得あり 万円

6 配偶者障害 該当なしの場合は記入不要	7 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要
1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居
	8 配偶者老人区分 配偶者の所得見積額が48万円以下かつ70歳以上の場合に該当
	1. 非居住者 2. 老人

**C 扶養親族 (3人目以降は裏面にご記入ください)**

フリガナ	ネンキン	イチロウ
氏名	年金	一郎
続柄	3. 子 4. 孫 5. 父母祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	
生年月日	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令	年 月 日
	5	4 11
個人番号(マイナンバー)	収録済 * * * * *	* * * * *
フリガナ	ネンキン	ジロウ
氏名	年金	次郎
続柄	3. 子 4. 孫 5. 父母祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	
生年月日	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令	年 月 日
	5	4 11
個人番号(マイナンバー)	収録済 * * * * *	* * * * *

9 控除対象扶養親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満)※	10 特定・老人の種別	11 障害 該当なしの記入不要	12 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	13 年間所得の見積額
	1. 特定 2. 老人	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 国外居住 2. 30歳未満 70歳以上 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金	48万円以下 48万円超 退職所得あり 退職所得を除いた金額が48万円以下
				48万円以下 48万円超 退職所得あり 退職所得を除いた金額が48万円以下

# 令和5年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（うら）

## 裏面

### C 扶養親族（続き）

9 控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※		続柄	10 特定・老人の種別	11 障害 等級なしの 障害者は 記入不要	12 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	13 年間所得の見積額
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通 障害	1. 同居 2. 別居 国外居住	48万円以下 48万円超
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族		2. 特別 障害	3. 留学 4. 障害者	退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通 障害	1. 同居 2. 別居 国外居住	48万円以下 48万円超
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族		2. 特別 障害	3. 留学 4. 障害者	退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通 障害	1. 同居 2. 別居 国外居住	48万円以下 48万円超
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族		2. 特別 障害	3. 留学 4. 障害者	退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通 障害	1. 同居 2. 別居 国外居住	48万円以下 48万円超
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族		2. 特別 障害	3. 留学 4. 障害者	退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通 障害	1. 同居 2. 別居 国外居住	48万円以下 48万円超
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族		2. 特別 障害	3. 留学 4. 障害者	退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通 障害	1. 同居 2. 別居 国外居住	48万円以下 48万円超
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族		2. 特別 障害	3. 留学 4. 障害者	退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下

### D 摘要欄

14

摘要

〒XXXX-XXXX

杉並区 高井戸西 x-〇〇-△△

QR

年金 太郎 様

#### 個人番号（マイナンバー）について

- ・番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
- ・記入がない場合でも、記入がないことのみをもって申告書を受理しないことはありません。
- ・記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

※扶養親族（16歳未満）の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

（年金の支払者） 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長  
法人番号 6000012070001

## 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を発送します

(特定事業部・国民年金部)

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります（その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です）。

社会保険料控除の適用を受けるためには、年末調整や確定申告の際に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」（又は領収証書）を添付する必要があります。

日本年金機構からは下記のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を対象者宛てに発送します。

	発送時期	対象者
①	令和4年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和5年2月上旬	令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます。)

### 注意

国民年金保険料を納付した時期によって、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の発送時期が異なります。

お客様から控除証明書の発送時期についてお問い合わせがあったときは注意しましょう！



次頁に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関するQ&Aをご用意しましたので、お客様からのお問い合わせにぜひご活用ください。

なお、令和4年10月から社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を、マイナポータルに電子送付するサービスの開始を予定しています。

また、国税庁ホームページに令和4年分確定申告(令和5年1月)から電子送付した控除証明書の利用が可能となる旨が掲載されているところです。

電子送付サービスについては、次号のかけはしで詳細を説明いたします。



## 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するQ&A

	Q：質問	A：回答
1	「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」とは何ですか。	<p>「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（以下「控除証明書」といいます。）は、令和4年中（令和4年1月1日から令和4年12月31日）に納めていただいた国民年金保険料の納付額を証明する書類です。</p> <p>国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合には、年末調整・確定申告の際にこの控除証明書や領収証書を申告書に添付することが義務付けられています。</p>
2	社会保険料控除とは何ですか。	<p>社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料（国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険など）を納めたとき、または、配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のことをいいます。</p> <p>申告できる金額は、令和4年中に納めた社会保険料の金額です。</p>
3	控除証明書はどのような人に発送されるのですか。	<p>令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に、国民年金保険料を納めていただいた方（被保険者ご本人宛）に発送します。</p>
4	控除証明書の発送時期はいつですか。	<p>令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構より令和4年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送する予定です。</p> <p>なお、令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に、国民年金保険料を納付された方（※）につきましては、令和5年2月上旬に発送する予定です。</p> <p>※令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は除きます。</p>
5	被用者年金（厚生年金保険、共済組合等）の加入者に控除証明書は発送されますか。	<p>被用者年金の加入者の方でも、令和4年中に国民年金保険料を一度でも納付された場合は、日本年金機構から国民年金保険料についての控除証明書を発送します。</p> <p>なお、被用者年金（厚生年金保険、共済組合等）の保険料については、お勤め先で控除額を算出の上、市区町村や税務署に届出しますので、日本年金機構で被用者年金の保険料について控除証明書を作成し、その加入者の方に発送することはありません。</p>

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等について、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）に掲載します（令和4年10月上旬掲載予定）。ぜひご利用ください。

また、同ホームページに、お客様からの照会に対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）を開設します（令和4年10月下旬予定）。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するご相談については、以下の「ねんきん加入者ダイヤル」でもお受けしています。



### 「ねんきん加入者ダイヤル」



#### ◆ 電話番号

（ナビダイヤル） **0570-003-004**

050から始まる電話の場合は、**（東京）03-6630-2525**

#### ◆ 受付時間

・月～金曜日 午前8：30～午後7：00

・第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

#### ◆ 留意事項

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。
- 「（東京）03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

また、本誌24～25頁の「広報の広場」に市区町村広報紙用の原稿を掲載しました。市区町村広報紙を通じて、地域住民の方に広くご理解いただくため、是非ともご活用ください。



## 国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書等の様式を変更します

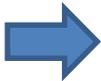
(国民年金部)

令和4年10月から「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」及び「国民年金保険料口座振替辞退申出書」の様式を変更します。

主な変更点は、以下のとおりです。

### 国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書

- 「振替方法のみ変更」する場合のチェック欄を設けました。
- 銀行等で口座振替を利用する場合の口座番号を右詰めで記入するようにしました。
- ゆうちょ銀行で口座振替を利用する場合の口座名義人住所欄を廃止しました。
- 被保険者控えを廃止しました。



変更後のレイアウトは13~14頁を参照してください。

### 国民年金保険料口座振替辞退申出書

- 銀行等で口座振替を利用する場合の口座番号を右詰めで記入するようにしました。
- ゆうちょ銀行で口座振替を利用する場合の口座名義人住所欄を廃止しました。
- 被保険者控えを廃止しました。



変更後のレイアウトは15~16頁を参照してください。

変更後の申出書が必要な際は、管轄の年金事務所までご連絡ください。お客様より旧様式で提出があった場合でも、引き続き受付は可能です。



# 記入例（表）

## 記入例

### 国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書

年金事務所長 へて 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

私は、下記国民年金保険料の納付を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書を、指定の金融機関へてに送付してください。

〒 111-1111  
住所： ○ ○ 区 ○ ○ 町 11-11-111

(7桁) コクネン ジロウ  
被保険者氏名： 国年 次郎

電話番号： ① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他 03 ( 9999 ) 9999

市外局番からご記入ください。

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。複写様式を使用する場合は、強めに○をご記入ください。

基礎年金番号										生年月日						
1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	5	5	0	1	1	1
										5. 昭和						
										7. 平成						
										9. 令和						

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、2枚目に押印してください。

なお、振替方法のみ変更する場合(口座に変更がない場合は、「振替方法のみ変更」欄に○をつけてください。

記入事項を訂正された場合は、必ず訂正箇所に訂正印(口座届出印)を押印してください。(2枚目のみ)

振替方法のみ変更		振替方法のみ変更する場合は、銀行区分・口座名義人の記入、													
銀行区分 指定印	銀行等	金融機関名	○	○	預金種別	① 普通 ② 当座	口座番号	0 1 2 3 4 5 6 0 1 2 3 4 5 6	金融コード	○	○	1. 銀行 2. 信用金庫 3. 信用組合	4. 労働金庫 5. 農協 6. 信用通協	7. 郵便局	8. 支店 9. 支所
	ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)	お届け印									
希望するどちらか一方に○をつけてください。	○	1663	21	0260	-	01234561	2枚目にお届け印(口座届出印)を押印してください。	2枚目に押印してください							
口座名義人	(7桁) コクネン ジロウ	国年次郎													

希望する振替方法に

被保険者本人の口座であっても口座名義人氏名をご記入ください。(記入漏れにご注意ください。)

「1」に続く通帳記号をご記入ください。(最初の「1」はすでに印字済みですので記入不要です。)

こちらには、ゆうちょ銀行の通帳記号に枝番(ハイフン)に引き続く数字がある方のみご記入ください。

1	翌月	振替させていただきます。
2	6カ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末日、10月分から翌年3月分の保険料を10月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分または9月分が未納の場合、初回の振替は6カ月前納と合わせての振替になります] ※4月末日の前納を希望する方は2且末日までに、10月末日の前納を希望する方は8且末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合、次回の前納振替月まで翌月末振替になることがあります。
3	1年前納	4月分から翌年3月分の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と1年前納を合わせての振替になります] ※2且末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。
4	当月末振替(早割)	振替させていただきます。その際の保険料は、早割された保険料額となります。振替は前月分と当月分を合わせたの振替になります。割引は当月分からです
5	2年前納	4月分から翌年3月分の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と2年前納を合わせたの振替になります] ※2且末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。

#### 留意事項

▼割引額が多いのは、2年前納 > 1年前納 > 6カ月前納 > 当月末振替(早割)の順になります。

- ◇2年前納………「2且末日」までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月までは「翌月末振替」になることがあります。
- ◇1年前納………「2且末日」までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月までは「翌月末振替」になることがあります。
- ◇6カ月前納………4月末日の前納を希望する場合は「2且末日」、10月末日の前納を希望する場合は「8且末日」までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、次の前納振替月までは「翌月末振替」になることがあります。
- ◇当月末振替(早割)……一部納付(一部免除)制度をご利用の方は、こちらの適用はありません。

▼事務処理に日数を要しますので、振替開始は申し出をいただいた翌月以降となります。

▼インターネット銀行など一部の金融機関では取扱いがない場合があります。

裏面もご確認ください

2210 1016 028

# 記入例（裏）

国民年金保険料を口座振替により納付することを申し込まれる場合、金融機関と以下の約定を締結することとなります。

## 国民年金保険料口座振替に関する約定

1. 日本年金機構から私名義の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書記載の金額を指定預金口座から引き落としのうえ、納付してください。この場合、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貴店の所定の方法で処理してください。
2. 振替日において納付書記載の金額が預金口座から払い戻すことのできる金額[当座貸越(自動貸付)を利用できる範囲内の金額を含む]を超えるときは、納付書を返却しても差し支えありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴店ならびに年金事務所に口座振替辞退(取消)通知書により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり日本年金機構から納付書の送付がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものと取り扱って差し支えありません。
4. この預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店にはご迷惑をかけません。

●お申し込みから数週間後に、「国民年金保険料口座振替開始(変更)通知書」および「国民年金保険料口座振替額通知書」をお送りします。

初回振替分の内容が記載されています。  
 ・初回振替日はいつか→「初回振替日」欄  
 ・何月分を納めるか →「納付対象月」欄

ご確認ください。  
 ・振替方法  
 ・金融機関名  
 ・口座番号  
 ・口座名義人等

初回に振替される月分から、3月までの振替予定日・予定額が記載されます。

記載内容に誤りがありましたら、こちらの年金事務所へ至急ご連絡ください。

前納(2年・1年・6カ月)振替を希望される方は前納振替の予定が記載されます。

●翌年度以降は、毎年(2年前納は隔年)4月下旬に「国民年金保険料口座振替額通知書」をお送りします。

### 残高不足にならないように口座の確認をお願いします

残高不足の場合には、各月中旬に振替不能のお知らせ(ハガキ)をお送りすると共に、以下の取扱いとなりますので、ご注意ください。

#### ▼翌月末振替、当月末振替(早割)の場合

- ①翌月にもう一度だけ再振替します。  
 (例: 9月分が振替不能  
 一回目に9月分と10月分を合わせて振替します)

- ②再振替できなかった場合  
 後日、納付(案内)書が送付されますので、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納めてください。

※再振替につきましては、当月末振替(早割)による割引は受けられません。

#### ▼2年前納の場合

再振替は行われません。翌年の前納振替までの間は、自動的に割引のない翌月末振替となります。翌年の前納振替時に再び2年前納分の口座振替が行われます。

#### ▼1年前納、6カ月前納の場合

再振替は行われません。次の前納振替までの間は、自動的に割引のない翌月末振替となります。納付(案内)書でご依頼された時の月分以降の前納はできませんので、ご希望の方は年金事務所へご連絡ください。

注意: 残高不足以外の理由で振替不能の場合は、以後の口座振替が停止となります。

控えが必要な場合はあらかじめコピーをお取りいただき保管ください

# 国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書

様式コード  
4 6 5 4

## 国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書



年金事務所長 へて 令和 年 月 日

私は、下記国民年金保険料の納付を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書を、指定の金融機関あてに送付してください。

〒 住所： \_\_\_\_\_

(7カ所) 被保険者氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： 1. 自宅 3. 勤務先 ( )  
2. 携帯電話 4. その他

市区町村	日本年金機構

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。複写様式を使用する場合は、強めにご記入ください。

A 被保険者	基礎年金番号				生年月日		
					年	月	日
					5. 昭和		
					7. 平成		
					9. 令和		

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、2枚目に押印してください。  
なお、振替方法のみ変更する場合(口座に変更がない場合)は、「振替方法のみ変更」欄に○をつけてください。

振替方法のみ変更		振替方法のみ変更する場合は、銀行区分・口座名義人欄の記入、お届け印の押印は不要です。									
B 指定預金口座	銀行区分(いずれかを消す)	金融機関名	1. 銀行	4. 労働金庫	1. 本店						
	銀行等	預金種別	2. 信用金庫	5. 農協	2. 支店						
	ゆうちょ銀行	1. 普通	3. 信用組合	6. 漁協	3. 本所						
		2. 当座			4. 支所						
		口座番号	金融機関コード	支店コード							
		(右詰めで記入)									
		種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)						
		1 6 6 3 2 1		0 -							
		(7カ所)									
		口座名義人									
					お届け印						
					2枚目に押印してください						

希望する振替方法に該当する数字に○をつけてください。

C 振替方法	数字	説明
1	翌月末振替	毎月末日に前月分の保険料を振替させていただきます。
2	6カ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末日、10月分から翌年3月分の保険料を10月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分または9月分が未納の場合、初回の振替は6カ月前納と合わせての振替となります] ※4月末日の前納を希望する方は2月末日までに、10月末日の前納を希望する方は8月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合、次回の前納振替月まで翌月末振替になることがあります。
3	1年前納	4月分から翌年3月分の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と1年前納を合わせての振替となります] ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。
4	当月末振替(早割)	毎月末日に当月分の保険料を振替させていただきます。その際の保険料は、早割された保険料額となります。[前月分が未納の場合、初回の振替は前月分と当月分を合わせての振替となります。割引は当月分からです]
5	2年前納	4月分から翌々年3月分の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と2年前納を合わせての振替となります] ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。

- 対象保険料 国民年金保険料
- 振替納入指定日 納期の最終日 (金融機関の休業日の場合は翌営業日)
- 振替開始(予定) 令和 年 月 日 から (金融機関の休業日の場合は翌営業日から)

◇事務処理に日数を要しますので、振替開始は申し出をいただいた翌日以降となります。  
◇指定預金口座等を変更するときには、ただちに、この用紙によりご提出ください。  
◇提出は指定預金口座のある金融機関もしくはお近くの年金事務所へお願いします。その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。

金融機関等使用欄	
不備返却理由	確認欄
1. 記載事項等不備 <input type="checkbox"/> 届出印 <input type="checkbox"/> 店名・預金種別 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> 口座名義 <input type="checkbox"/> 口座なし 2. その他	
( )	
機構使用欄	

1枚目(年金事務所用)

2210 1016 028

# 国民年金保険料口座振替依頼書

様式コード  
4 | 6 | 5 | 4 | 2

## 国民年金保険料口座振替依頼書



取扱金融機関等 御中 令和 年 月 日

〒 住所: \_\_\_\_\_

(7桁) 被保険者氏名: \_\_\_\_\_

電話番号: 1. 自宅 3. 勤務先 ( )  
2. 携帯電話 4. その他

金融機関使用欄

市区町村	日本年金機構
------	--------

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。

A 被保険者	基礎年金番号	生年月日
	—	5. 昭和 年 月 日 7. 平成 9. 令和

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、押印してください。  
なお、振替方法のみ変更する場合(口座に変更がない場合は)、「振替方法のみ変更」欄に○をつけてください。

振替方法のみ変更 <input type="radio"/>		振替方法のみ変更する場合は、銀行区分・口座名義人欄の記入、お届け印の押印は不要です。					
B 指定預金口座	銀行区分(いずれかを選択)	金融機関名	1. 銀行 4. 労働金庫 1. 本店 2. 信用金庫 5. 農協 2. 支店 3. 信用組合 6. 漁協 3. 本所 4. 支所	預金種別	1. 普通 口座番号	金融機関	支店
	ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別	コード	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)	コード
		166321			0 -		
	(7桁)	口座名義人		通帳番号(右詰めで記入)		お届け印	

希望する振替方法に該当する数字に○をつけてください。

C 振替方法	1	翌月末振替	毎月末日に前月分の保険料を振替させていただきます。
	2	6カ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末日、10月分から翌年3月分の保険料を10月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分または9月分が未納の場合、初回の振替は9カ月前納と合わせての振替になります] ※4月末日の前納を希望する方は2月末日までに、10月末日の前納を希望する方は8月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合、次回の前納振替月まで翌月末振替になることがあります。
	3	1年前納	4月分から翌年3月分の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と1年前納を合わせての振替になります] ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。
	4	当月末振替(早割)	毎月末日に当月分の保険料を振替させていただきます。その際の保険料は、早割された保険料額となります。[前月分が未納の場合、初回の振替は前月分と当月分を合わせての振替になります。割引は当月分からです]
	5	2年前納	4月分から翌々年3月分の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と2年前納を合わせての振替になります] ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。

- 対象保険料 国民年金保険料
- 振替納入指定期日 納期の最終日 (金融機関の休業日の場合は翌営業日)
- 振替開始(予定) 令和 年 月末日から (金融機関の休業日の場合は翌営業日から)

- ◇ 事務処理に日数を要しますので、振替開始は申し出をいただいた翌月以降となります。
- ◇ 指定預金口座等を変更するときには、ただちに、この用紙によりご提出ください。
- ◇ 提出は指定預金口座のある金融機関もしくはお近くの年金事務所へお願いします。その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。

私は、国民年金保険料を口座振替により納付したいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

- 記
- 日本年金機構から私名義の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書記載の金額を指定預金口座から引き落としのうえ、納付してください。この場合、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貴店の所定の方法で処理してください。
  - 振替日において納付書記載の金額が預金口座から払い戻すことのできる金額[当座貸付(自動貸付)を利用できる範囲内の金額を含む]を超えるときは、納付書を返却して差支えありません。
  - この契約を解約するときは、私から貴店ならびに年金事務所へ口座振替辞退(取消)通知書により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり日本年金機構から納付書の送付がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴店はこの契約を終了したものと取り扱って差し支えありません。
  - この預金口座振替について、仮に紛争が生じても、貴店の責めのある場合を除き、貴店にはご迷惑をかけません。

2枚目(金融機関・ゆうちょ銀行用)

2210 1016 028



# 国民年金保険料口座振替辞退（取消）通知書

様式コード				
4	6	5	5	2



## 国民年金保険料口座振替辞退（取消）通知書

取扱金融機関等 御中 令和 年 月 日

私は、下記国民年金保険料の納付を口座振替により納付することを辞退したいので通知します。

〒 住所： \_\_\_\_\_

(フリガナ) 被保険者氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： 1. 自宅 3. 勤務先 ( )  
2. 携帯電話 4. その他

金融機関使用欄				
市区町村		日本年金機構		

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。

A 被保険者	基礎年金番号				生年月日			
					5. 昭和			
					7. 平成			
					9. 令和			

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、押印してください。

B 指定預金口座	銀行区分(いずれかを選択)	銀行等	金融機関名	1. 普通 口座番号 (右詰めで記入)				金融機関コード		支店コード		お届け印
		ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	通帳記号				通帳番号(右詰めで記入)			
		1 6 6 3 2 1		0 -								
		(フリガナ)										お届け印欄の枠内に押印してください
		口座名義人										

対象保険料       国民年金保険料

◇口座振替辞退の申し出をされてからお手続きが完了するまでに1～2カ月程度かかることがありますのでご了承ください。  
◇提出は指定預金口座のある金融機関もしくはお近くの年金事務所へお願いします。  
その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。

2枚目（金融機関・ゆうちょ銀行用）

2210 1016 003

# 予約による年金相談周知用チラシ及びポスターの変更

(相談・サービス推進部)

日本年金機構では、全国の年金事務所及び街角の年金相談センターにおいて予約による年金相談を受け付けております。

また、お客様の利便性向上のため、令和3年5月よりインターネットによる年金相談予約（以下「ネット予約」という。）の予約受付を開始し、現在は老齢年金の請求に関する手続き・相談を対象として予約受付を行っています。

この度、予約による年金相談の周知用チラシ及びポスターについて、ネット予約の案内を加えるため、デザイン変更を行いました。

## 変更後のチラシ

(表面)

(裏面)

## 変更後のポスター

(表面のみ)

◆ 日本年金機構ホームページからPDFデータをダウンロードできます。  
トップページからPDFデータの格納先までの遷移手順は、以下のとおりです。

掲示・配布にご協力いただいている市区町村におかれましては、従来のチラシ・ポスターの差し替えにご協力いただきますようお願い申し上げます。  
また、老齢年金請求手続きの予約をご案内いただく際には、引き続き、インターネットからの年金相談予約をお勧めしていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。



## 日本年金機構ホームページの「市区町村国民年金事務担当者の方へ」をリニューアルしました (事業推進統括部)

日本年金機構ホームページ（以下「機構HP」という。）では、市区町村の国民年金事務のご担当者様向けに「市区町村国民年金事務担当者の方へ」ページで情報提供を行っております。今般、この「市区町村国民年金事務担当者の方へ」をリニューアルしましたので、その内容をお知らせします。

機構HPのトップページから市区町村職員向けページへの遷移手順は右の図のとおりです。



### 【機構HP トップページ】

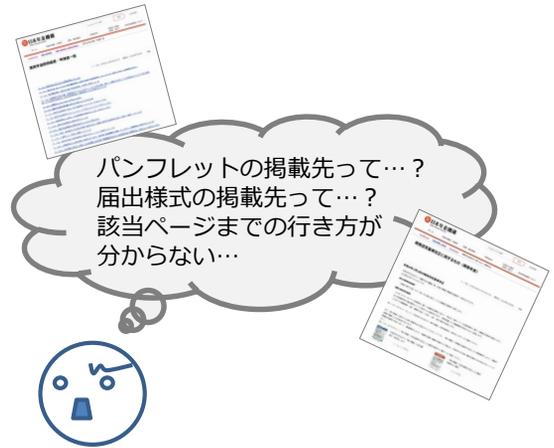


①右端のタブをクリック

②バナーをクリック

③市区町村職員向けページに遷移します。

### リニューアル前



### リニューアル内容のポイント

- 「市区町村国民年金事務担当者の方へ」ページで、国民年金事務に係る各種情報（制度内容、届書・申請書の様式、記入例等）を確認できるよう、掲載項目の見直しを行いました。
- 上記に伴い、「市区町村国民年金事務担当者の方へ」ページから、機構HP内の各種ページへ画面遷移できるようにしました。

リニューアル後の画面は、令和4年9月1日（木）から公開しています。当該画面のイメージを次ページに掲載しましたので、ご確認ください。また、日々の業務において、より一層「市区町村国民年金事務担当者の方へ」をご活用くださいますようお願い申し上げます。



## リニューアル後（令和4年9月1日～）

### 市区町村国民年金事務担当者の方へ

市区町村国民年金事務担当者の皆さまへご活用いただきたい情報をご紹介します。

- ✓ [年金の制度](#)
- ✓ [申請・届出様式](#)
- ✓ [年金のご相談に関する情報](#)
- ✓ [よくある質問（年金Q&A）](#)
- ✓ [担当者向け情報誌「かけはし」、新任担当者向け研修資料、統計情報](#)

掲載事項を5つのトピックに分類しました。  
それぞれのリンクをクリックすると表題先へスクロール遷移します。

#### 年金の制度

##### 国民年金

- > [国民年金の加入](#)
- > [国民年金の保険料](#)
- > [国民年金保険料の免除・猶予・追納](#)
- > [海外への転出・海外からの転入](#)
- > [通知書の見方を調べる](#)
- > [パンフレット（年金の制度や仕組み、保険料に関するもの）](#)

##### 年金の受給

- > [年金を受給している方・年金を請求する方](#)
- > [海外への転出・海外からの転入](#)
- > [通知書の見方を調べる](#)
- > [パンフレット（年金の給付に関するもの）](#)

##### 申請・届出様式

##### 国民年金

- > [国民年金関係届書・申請書一覧](#)

##### 学生納付特例対象校一覧

- > [学生納付特例対象校一覧](#)

##### 年金の受給

- > [年金受給者（老齢年金・障害年金・遺族年金）に関する届書・申請書一覧](#)
- > [老齢年金・障害年金・遺族年金以外の給付に関する届書](#)

##### 年金のご相談に関する情報

- ねんきんダイヤルの電話番号はこちらをご覧ください。
  - > [電話での年金相談窓口](#)
- 年金事務所等の住所や電話番号はこちらをご覧ください。
  - > [全国の相談・手続き窓口](#)
- ねんきんダイヤル・年金事務所の混雑状況の予測はこちらをご覧ください。
  - > [年金相談の混雑状況のご案内](#)
- 委任状の様式のダウンロードや書き方はこちらをご覧ください。
  - > [年金相談を委任するとき](#)

機構HP内の各ページとリンクしています。  
クリックすると表題先へ画面遷移します。

##### 予約相談チラシ・ポスター

- 予約相談の周知にご活用ください。
  - > [予約相談チラシ（両面）（PDF）](#)
  - > [予約相談ポスター（PDF）](#)

##### よくある質問（年金Q&A）

- > [年金Q&A（国民年金）](#)
- > [年金Q&A（年金の受給）](#)
- > [年金Q&A（海外への転出・海外からの転入）](#)

##### 担当者向け情報誌「かけはし」、新任担当者向け研修資料、統計情報

##### 市区町村国民年金担当者向け情報誌「かけはし」

- > [最新号](#)
- > [その他の掲載号](#)

##### 市区町村国民年金事務新任担当者向け研修資料

- > [市区町村国民年金事務新任担当者向け研修資料](#)

##### 統計情報

- > [統計情報](#)

11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です！

(相談・サービス推進部)

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆様にも公的年金制度に対する理解を深めていただくための取組を行っています。

また、11月30日の「年金の日」は、国民の皆さまに「ねんきんネット」等を活用してご自身の年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的にしています。

## 「ねんきん月間」や「年金の日」の主な活動予定

### ● 年金セミナーや年金制度説明会の実施

教育機関や企業等で、年金セミナーや年金制度説明会の実施に積極的に取り組んでいます。なお、年金セミナー等は、オンライン形式でも行っています。

### ● 出張年金相談会の実施

全国各地の様々な場所(市区町村、自治会、商業施設及びその他イベント会場等)で出張年金相談会を実施します。

### ● 機構公式Twitterでのミニ講座の発信

機構公式Twitterを活用した年金制度に関するミニ講座を発信します。公的年金制度や手続きの案内をコンパクトにツイートします。

### ● 機構ホームページ内に「ねんきん月間」ページを設置

全国の年金事務所の取組案内のほか、分かりやすく年金制度について学べるコンテンツを掲載予定です。

### ● 「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ受賞作品の公表

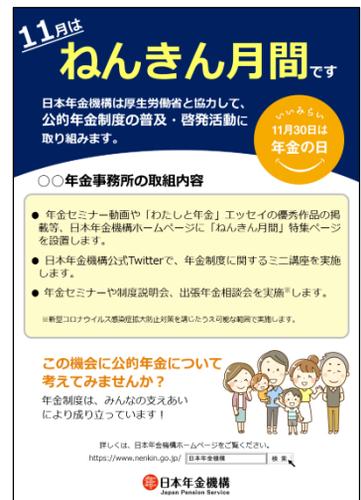
例年、広く国民の皆様から、応募者ご自身やご家族との公的年金制度の関わり、公的年金への考えなどをテーマにしたエッセイを募集しており、令和4年度の受賞作品を機構ホームページに公開する予定です。

### ● 年金委員表彰式の開催

年金委員(※)の公的年金に係る事業の円滑な推進、年金委員活動の更なる活性化を目的として、功績が特に顕著と認められる方に対し、表彰状を授与します。

※ 年金の制度や手続きについて、会社や地域において周知・啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。

令和4年度「ねんきん月間」ポスター



令和4年度「年金の日」ポスター



各自治体の皆様方におかれましても、「ねんきん月間」及び「年金の日」趣旨をご理解いただき、掲示や周知にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

# 障害年金講座

第29回!

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いたします。

さて、今回のテーマは、**緊急事態宣言解除後の対応について** です!

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえた特例措置により、これまでの障害等級で年金をお支払いしておりました。

今号では、この特例措置の終了に伴い、年金額が減額改定又は支給停止となる方にも支給額変更通知書を送付しますので、その対応についてお知らせします。

## 1. 年金額の改定等

緊急事態宣言等を踏まえた特例措置が終了し、確認用診断書（かけはし74号参照）の提出期限を迎えたため、令和4年7月分（8月定期支払）の年金から減額改定又は支給停止となる方に対し改定処理等を行い、支給額変更通知書等を送付しています。

※8月から10月に送付する支給額変更通知書には、特例措置の対象ではない通常の減額改定又は支給停止となる者も含まれています。

診断書の提出時期	年金額改定等の時期
令和3年2月末日の方	令和4年7月分（8月定期支払）から
令和3年3月末日～11月末日の方	令和4年8月分（10月定期支払）から

## 2. 支給額変更通知書の送付時期

上記1. の対象者への支給額変更通知書は、8、9、10月の上旬に送付されます。

診断書の提出時期	支給額変更通知書の送付時期
令和3年2月末日の方	令和4年8月4日（送付済）
令和3年3月末日～11月末日の方	令和4年9月6、8、12日 令和4年10月6日

今後、障害の状態が悪化※1した場合は、支給停止事由消滅届等を提出することができますので、その取扱いを支給停止、減額改定別にご紹介します。

#### ① 支給停止となった方

「老齢・障害給付 受給権者支給停止事由消滅届」に障害状態が悪化した時点の診断書を添付の上、届出することができます。

#### ② 減額改定となった方

年金額が改定された場合、原則、改定された日から1年を経過した日後に「額改定請求書」に診断書を添付して請求することができます。

なお、障害給付※2の受給権があるお客様の障害状態が悪化した場合の「老齢・障害給付受給権者支給停止事由消滅届」及び「額改定請求」の一般的な取扱いについては、以下をご参照ください。

#### <解説>

※1 現在受給中の傷病と同一の支給事由による障害の状態が、障害等級表の現在の等級よりも上位の等級に該当する状態のことをいいます。

※2 障害給付とは、障害基礎年金、障害厚生年金のほか、旧三共済、旧農林共済、旧法による障害年金を含みます。

### 3. 支給停止事由消滅届について

老齢基礎年金・老齢厚生年金・障害基礎年金・障害厚生年金を受ける権利は持ったまま何らかの事由で年金の全額が支給停止されていた受給権者が、支給停止された事由がなくなった時に提出する届書が「老齢・障害給付 受給権者支給停止事由消滅届」です。

年金の支給停止事由が消滅する要件は、次のいずれかに該当した時です。

- ① 選択していた年金の受給権が消滅したとき、または支給停止となったとき
- ② 障害等級に定める程度の障害状態になったとき
- ③ 支給停止期間が満了したとき

### 4. 支給停止事由消滅届の提出時期

年金の支給停止事由が消滅する要件を満たした場合は、すぐに提出ができます。

※次の5. で説明する額改定請求書の様に1年を待つ必要はありません。

審査の結果、支給停止した事由の消滅が認められた場合は、支給停止事由が消滅した日の属する月の翌月分から年金を受け取ることができます。

### 5. 額改定請求について

障害給付を受給中であるお客様の障害の状態は、前号（かけはし76号）でご紹介したとおり、定期的にご提出いただいている「障害状態確認届」で確認しますが、お客様の障害状態が現在より悪化した時に、障害年金の額の改定請求を行うことができます。

(例) 令和2年12月に「障害状態確認届」を提出し、次回診断書提出月が令和5年12月の方が、令和4年1月に障害状態が悪化した場合は、「額改定請求書」に診断書を添えて請求することができます。

なお、額改定請求時に添付する診断書は、請求される障害の種類によって、それぞれ使用する様式が定められています。

## 6. 額改定請求書の提出時期

額改定請求書の請求日が、**厚生労働大臣の診査を受けた日（診査日）**から起算して**“1年を経過した日後”**であることが必要です。

（ポイント）

前回診査日が令和3年4月1日の場合、額改定請求は令和4年4月**2日以降**に可能  
※ 前回診査日の確認は、年金事務所または市区町村専用ヘルプデスクにお問い合わせください。

ただし、障害の状態が悪化したことが明らかな場合（厚生労働省令で定める特定の事例）は、**1年を待たず**に「額改定請求」を行うことができます。  
※ 詳細についてご確認したい場合は、事前にご相談してください。

額改定請求書に添付する診断書の現症年月日は、**請求日前3月以内**の日付であることを確認してください。

審査の結果、上位等級に該当し、額改定が行われる場合は、請求日の属する月の翌月分から額改定された年金を受け取ることができます。



～こんなときどうする？～



今年がちょうど障害状態確認届の提出年であるため、機構から「障害状態確認届」が送付されてきましたが、障害状態が悪化したので、額改定請求を行いたいと思います。機構から送付された「障害状態確認届」は破棄していいですか？

重要  
POINT!

このような場合は、障害状態確認届の処理も併せて行う必要があるため、**機構から送付した「障害状態確認届」は、破棄せずに額改定請求書に添付した診断書と一緒に提出してください。**（お送りした「障害状態確認届」は、額改定請求用の診断書としてもお使いいただけます。）



令和4年8月分（令和4年10月支払分）の年金から減額となりました。今後、障害の状態が悪化した場合、額改定請求ができるのはいつからですか？

重要  
POINT!

令和4年8月分から減額した場合は、令和4年7月1日の診査により改定することが決定され、その翌月分から減額改定されたこととなります。  
このため、診査日（令和4年7月1日）から1年を経過した日の翌日である令和5年7月2日以降、額改定請求をすることができます。





「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」について、市区町村広報紙用の原稿を2種類用意しました。市区町村広報紙を通じて、地域住民の方に広くご理解いただくため、是非ともご活用ください。

### 原稿 1

#### 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和4年中（令和4年1月1日から令和4年12月31日）に納められた保険料の全額です（令和4年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

	発送時期	対象者
①	令和4年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和5年2月上旬	令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう！



## 原稿 2

### 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送スケジュールは次のとおりです。

	発送時期	対象者
①	令和4年10月下旬から 11月上旬にかけて順次発送	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和5年2月上旬	令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます。)

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等については、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）に掲載される予定（令和4年10月上旬予定）ですので、ぜひご利用ください。

また、同ホームページに、お客様からの照会に対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）が開設される予定（令和4年10月下旬予定）です。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するご相談については、次のダイヤルでもお受けしています。

- 問い合わせ先の名称 **ねんきん加入者ダイヤル**
- 電話番号  
(ナビダイヤル) 0570-003-004  
050から始まる電話の場合は、(東京) 03-6630-2525
- 受付時間
  - ・月～金曜日 午前8:30～午後7:00
  - ・第2土曜日 午前9:30～午後4:00
  - ・休日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう！

## 地域の独自情報

## 編集後記

些細なことをきっかけに、手拭き用に使っていたものをハンドタオルから「手ぬぐい」に切り替えました。洗濯機は使用できないので、毎日水で手洗いするという手間はありますが、嵩張らないし、速乾だし、かなり快適です。単色染めの手ぬぐいを何枚か購入したのですが、それを薄→濃に並べると本当にきれいなグラデーションになるんです。ささやかなことでも、生活に変化をつけると新鮮な気持ちになれますね。

さて、「かけはし」は皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。